

久喜市議会

平成30年11月定例会追加議案

議 案 目 録

議案第 99号	平成30年度久喜市一般会計補正予算（第5号） について	1
議案第100号	平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第2号）について	2
議案第101号	平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第3号）について	3
議案第102号	平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第2号）について	4
議案第103号	平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）について	5
議案第104号	平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）について	6
議案第105号	平成30年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3号）について	7
議案第106号	平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算 （第2号）について	8
議案第107号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例等の一部を改正する条例	9
議案第108号	久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜 市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関す る条例の一部を改正する条例	11

議案第99号

平成30年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について

平成30年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第100号

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第101号

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第102号

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第103号

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第104号

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第105号

平成30年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第106号

平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第107号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する

る条例(以下これらを「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第108号

久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	144,100	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,800	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	197,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,400	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	200,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

38	202,700	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	204,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	206,300	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	207,900	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	209,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,500	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,300	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,700	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	216,500	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
47	218,200	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
48	220,000	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	221,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	223,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,500
51	225,000	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,900
52	226,600	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	228,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	229,700	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,000
55	231,300	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,400
56	232,900	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	234,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	235,500	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,500
59	236,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	473,900
60	238,200	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	239,500	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	240,700	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,000
63	241,700	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,400
64	242,900	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	244,200	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	245,300	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,500
67	246,500	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	476,900
68	247,800	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	248,700	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	250,100	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	251,500	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	252,900	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	254,300	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	255,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	257,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	258,400	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	259,600	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	260,900	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	262,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	263,600	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	264,700	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	

82	265,800	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	267,100	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	268,400	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	
85	269,400	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	270,500	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	271,800	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,400	393,300	412,500		
95	280,000	343,100	381,800	393,600	412,800		
96	281,000	343,500	382,100	393,800	413,000		
97	281,500	343,700	382,500	394,000	413,200		
98	282,400	344,100	382,900	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,300	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,600	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,000	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,400	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	384,800	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,100	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,500	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	385,900	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,300	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	386,600	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,000	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,400	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	387,800	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,100	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	388,500	398,000	417,200		
114	291,100	350,400	388,900	398,300	417,500		
115	291,500	350,800	389,300	398,600	417,800		
116	291,800	351,200	389,600	398,800	418,000		
117	292,100	351,500	390,000	399,000	418,200		
118	292,400	351,900	390,400	399,300	418,500		
119	292,700	352,300	390,800	399,600	418,800		
120	293,100	352,700	391,100	399,800	419,000		
121	293,400	353,000	391,500	400,000	419,200		
122	293,800	353,400	391,900		419,500		
123	294,100	353,800	392,300		419,800		
124	294,500	354,200	392,600		420,000		
125	294,700	354,500	393,000		420,200		

126	294,900	354,900	393,400		420,500		
127	295,200	355,300	393,800		420,800		
128	295,600	355,700	394,100		421,000		
129	295,800	356,000	394,500		421,200		
130	296,100	356,400			421,500		
131	296,500	356,800			421,800		
132	296,900	357,200			422,000		
133	297,100	357,500			422,200		
134		357,900					
135		358,300					
136		358,700					
137		359,000					
138		359,400					
139		359,800					
140		360,200					
141		360,500					
142		360,900					
143		361,300					
144		361,700					
145		362,000					
146		362,400					
147		362,800					
148		363,200					
149		363,500					
150		363,900					
151		364,300					
152		364,700					
153		365,000					
154		365,400					
155		365,800					
156		366,200					
157		366,500					
158		366,900					
159		367,300					
160		367,700					
161		368,000					
162		368,400					
163		368,800					
164		369,200					
165		369,500					
166		369,900					
167		370,300					
168		370,700					
169		371,000					

170		371,400						
171		371,800						
172		372,200						
173		372,500						
174		372,900						
175		373,300						
176		373,700						
177		374,000						
178		374,400						
179		374,800						
180		375,200						
181		375,500						
182		375,900						
183		376,300						
184		376,700						
185		377,000						
186		377,400						
187		377,800						
188		378,200						
189		378,500						
190		378,900						
191		379,300						
192		379,700						
193		380,000						
再任用職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第17条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額(円)
1	202,300
2	204,000
3	205,600
4	207,300
5	209,100
6	210,700
7	212,400
8	214,000
9	215,800
10	217,700
11	219,600
12	221,500
13	223,000
14	225,000
15	227,000
16	229,000
17	230,800
18	233,500
19	236,200
20	238,900
21	241,500
22	244,300
23	246,900
24	249,600
25	252,100
26	254,600
27	257,100
28	259,400
29	262,000
30	264,400
31	266,600
32	268,800
33	270,900
34	273,100
35	275,300
36	277,300
37	279,600
38	281,600
39	283,500

40	285,500
41	287,300
42	289,700
43	292,000
44	294,500
45	296,500
46	299,000
47	301,300
48	304,000
49	306,400
50	308,800
51	311,300
52	313,600
53	315,800
54	318,000
55	320,100
56	322,300
57	324,200
58	326,300
59	328,400
60	330,400
61	332,500
62	334,600
63	336,800
64	339,000
65	340,700
66	342,900
67	344,900
68	347,100
69	348,900
70	350,800
71	352,800
72	354,800
73	356,400
74	358,300
75	360,100
76	362,000
77	363,800
78	365,500
79	367,200
80	368,800
81	370,300
82	371,800
83	373,300

84	374,700
85	375,800
86	377,200
87	378,600
88	379,900
89	381,200
90	382,500
91	383,700
92	385,000
93	386,300
94	387,400
95	388,700
96	389,900
97	391,300
98	392,300
99	393,400
100	394,400
101	395,300
102	396,300
103	397,400
104	398,500
105	399,200
106	400,100
107	401,000
108	401,900
109	402,700
110	403,600
111	404,400
112	405,200
113	405,800
114	406,500
115	407,200
116	407,900
117	408,500
118	409,000
119	409,400
120	409,800
121	410,200
122	410,500
123	410,800
124	411,000
125	411,200
126	411,500
127	411,800

128	412,000
129	412,200
130	412,500
131	412,800
132	413,000
133	413,200
134	413,500
135	413,800
136	414,000
137	414,200
138	414,500
139	414,800
140	415,000
141	415,200
142	415,500
143	415,800
144	416,000
145	416,200
146	416,500
147	416,800
148	417,000
149	417,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)別表第1の規定は平成30年4月1日(以下「適用日」という。)から、第17条の7第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。)別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(市規則への委任)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成30年12月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員等の給与の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。